

外国送金を行う方々へ

お客さまへのお願い

現在、金融機関はマネー・ローンダリングおよびテロ資金調達の防止、各経済制裁措置へ適切に対応するため、外国為替取引等を受付けた場合に、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、当該取引が同法の規制対象外取引である旨を確認する義務があります。

上記の点をご理解頂き、下記の項目での確認等につきまして、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

☆規制対象取引

外国為替及び外国貿易法に基づく送金の規制
「貿易に関する支払規制」 <ul style="list-style-type: none">・ 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの・ 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの
「制裁対象に関する規制」 <ul style="list-style-type: none">・ テロリスト等、外為法で指定される資産凍結等経済制裁対象者への支払 (具体的な対象者は、財務省ホームページにて公開されています。)・ 北朝鮮に住所や居所を有する自然人への支払・ 北朝鮮に主たる事務所を有する法人・団体及びその実質支配下にある法人・団体への支払
「資金使途規制」 <ul style="list-style-type: none">・ 「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの・ 「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの・ 漁業・皮革又は皮革製品・武器・武器製造関連設備・麻薬等に関連する組合等の、外国における事業活動のための支払

☆お客さまへのお願い

(1) ヒアリングの項目

①仕向外国送金	②被仕向送金
・ ご依頼人（お客さま）ご職業・事業内容	・ お受取人（お客さま）ご職業・事業内容
・ お取引の目的（詳細）	・ お取引の目的（詳細）
・ お受取人とのご関係	・ ご送金人とのご関係
(お受取人・ご送金人の国籍、生年月日、実質的支配者等を確認させていただくことがあります。)	
・ 送金資金の原資	

(2) 書類のご提示依頼

①本人確認書類
②送金資金の原資について証明する書類
③送金目的及び受取人（送金人）との関係を確認できる書類（個別にご相談ください。）
* 必要に応じて、ヒアリング内容やご提示いただく書類を追加する場合がございます。

☆当金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させて頂いた内容によりましては、お手続きをお断りさせていただくことがありますので、ご了承願います。